

(ア) 排出基準値と照合するばいじん量

一覧表の規模の欄は、施設を定格能力で運転する時の湿り排出ガス量を示す。

$$\text{ばいじん量} = \frac{\text{排出ガス中の実測ばいじん量}}{\text{(g/Nm}^3\text{)}} \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

O_n : 標準酸素濃度 (%) 一覧表の施設毎の値

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) 20%を超えるときは20%とする

(イ) 適用除外施設

a. 小型ボイラー（伝熱面積10m²未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり501以上）のうち下記のもの。

(a) 設置年月日がS.60.9.9以前であるもの。

(b) ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。

b. ガスタービン、ディーゼル機関及びガソリン機関のうち、非常用として設置されるもの。

表1 公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定施設に関するばいじんの排出基準

番号	施設名	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	備考
1	ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）又はガスを専焼させるもの	0s	0.30	同一工場又は事業場に設置されるボイラーの伝熱面積の合計が10m ² を超える場合に適用される
	石炭（1キログラム当たり発熱量5000キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0s	0.80	
	その他のもの	0s	0.40	

表2 ばい煙発生施設に関するばいじんの排出基準

番号	施設名	規模 (排出ガス量：万m ³ N/h)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)			備考
				一般	特別	旧特別	
1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	4以上	5	0.05	0.03	0.05	
		4未満	5	0.1	0.05	-	
2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	4	0.05*	0.04	0.05	*既設は0.07 **既設は0.18 †当分の間0s
		4~20	4	0.15**	0.05	0.05	
		1~4	4	0.25	0.15	0.2	
		1未満	4†	0.3	0.15	0.2	
3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	0s	0.15*	0.1	-	*既設は0.20 **既設は0.35
		4~20	0s	0.25**	0.15	0.2	
		4未満	0s	0.30**	0.15	0.2	
附1	ボイラーのうちH7.7.2まで発熱量20,930.25kJ/kg以下の石炭を専焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量23,023.275kJ/kg以下の石炭を専焼させるもの	20以上	6	0.10*	0.05	0.4	*既設は0.45
		4~20	6	0.20*	0.1	0.4	
		4未満	6	0.30*	0.15	0.4	
附1	ボイラーのうち石炭（発熱量20,930.25kJ/kg以下のものに限る。）を燃焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20以上	6	0.10*	0.05	0.4	*既設は0.15 **既設は0.25 †既設は0.35
		4~20	6	0.20**	0.1	0.4	
		4未満	6	0.30†	0.15	0.4	
4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（次項に掲げるものを除く。）	20以上	6	0.1	0.05	-	*既設は0.40
		4~20	6	0.2	0.1	0.2	

			4 未満	6	0.30*	0.15	0.2	
5	1	ボイラーのうち令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの		4	0.20*	0.15	0.2	*既設は 0.30
6	1	ボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4 以上	6 †	0.3	0.15	0.2	*既設は 0.40
			4 未満	6 †	0.30*	0.2	0.2	† 当分の間 0s
附	1	ボイラーのうち小型ボイラー(伝熱面積 10m ² 未満)で設置日が S60.9.10~H2.9.9 のもの(H2.9.10~は上記基準を適用)		上 記 †	0.5	0.3		† 上記各項目のうち該当する 0n が適用される
7	2	ガス発生炉		7	0.05	0.03		
8	2	加熱炉		7	0.1	0.03	0.1	
9	3	焙焼炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.15	0.1		
10	3	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		0s	0.2	0.1		
11	3	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0s	0.15	0.1		
12	3	煨焼炉	4 以上	0s	0.20*	0.1	-	*既設は 0.25
			4 未満	0s	0.25**	0.15	0.2	**既設は 0.30
13	4	金属精錬用溶鉱炉のうち高炉		0s	0.05	0.03		
14	4	金属精錬用溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上	0s	0.15	0.08	0.1	
			4 未満	0s	0.15	0.08	-	
15	4	金属精錬用転炉	燃焼型	0s	0.10*	0.08		*燃焼型で既設は 0.13
			燃焼型以外	0s	0.1	0.08		
16	4	金属精錬用平炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.2	0.1		
17	5	金属精製・鋳造用溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		*アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は 0.30
			4 未満	0s	0.20*	0.1		
18	6	金属加熱炉	4 以上	11 †	0.10*	0.08	0.1	*既設は 0.15
			4 未満	11 †	0.20**	0.1	0.2	**既設は 0.25 † 当分の間 0s
19	7	石油加熱炉	4 以上	6	0.1	0.05	0.1	
			1~ 4	6	0.15	0.08	0.1	*潤滑油の製造の用に供する既設のものは 0.18
			1 未満	6	0.15*	0.08	0.1	
20	8	触媒再生塔		6	0.20*	0.15		* 既設は 0.30
21	8-2	燃焼炉		8	0.1	0.05	0.1	
22	9	窯業製品焼成炉のうち石灰焼成炉	土中釜	15	0.4	0.2	0.4	
土中釜以外			15	0.3	0.15	0.3		
24	9	窯業製品焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4 以上	10	0.1	0.05	0.1	
			4 未満	10	0.1	0.05	-	
25	9	窯業製品焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4 以上	18	0.1	0.05		
			4 未満	18	0.2	0.1		
26	9	窯業製品焼成炉のうち前各項に掲げるもの以外のもの	4 以上	15 †	0.15	0.08		† 当分の間 0s
			4 未満	15 †	0.25	0.15		
27	9	窯業製品溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む)の製造の用に供するもの	4 以上	15	0.1	0.05	0.1	
			4 未満	15	0.15	0.08	-	
28	9	窯業製品溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4 以上	16	0.1	0.05	0.10**	* 既設は 0.30
			4 未満	16	0.15*	0.08	-	**るつぼ炉を除く
29	9	窯業製品溶融炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの	4 以上	15	0.1	0.05	0.10*	*るつぼ炉を除く
			4 未満	15	0.2	0.1	0.20*	
30	10	反応炉及び直火炉	4 以上	6 †	0.15	0.08	0.10 ‡	*活性炭の製造の用に供する反応炉は 0.30(一般)、0.15(特別)
			1~ 4	6 †	0.2	0.1	0.2	† 当分の間 0s
			1 未満	6 †	0.20*	0.10*	0.2	
31	11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2 以上	16 †	0.5	0.2	0.40 ‡	* 既設は 0.60
			2 未満	16 †	0.50*	0.2	0.40 ‡	† 直接熱風乾燥炉は 0s

32	11	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4 以上	16 †	0.15	0.08	0.10 ‡	* 既設は 0.30 **既設は 0.35 † 直接熱風乾燥炉は 0s
			1～ 4	16 †	0.20*	0.1	0.2	
			1 未満	16 †	0.20**	0.1	0.2	
33	12	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が 40%以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		0s	0.2	0.1		
34	12	電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)及びカーバイドの製造の用に供するもの		0s	0.15	0.08		
35	12	電気炉のうち前 2 項に掲げるもの以外のもの		0s	0.1	0.05		
36	13	廃棄物焼却炉 同(H10.7.1 に現に設置されている施設)	焼却能力が 4000kg/h 以上	12	0.04	0.04		旧特別排出基準は、連続炉が 0.10(規模 4 万 Nm ³ /h 未満は 0.20)、連続炉以外のものが 0.40
			焼却能力が 2000～4000kg/h	12	0.08	0.08		
			焼却能力が 2000kg/h 未満	12	0.15	0.15		
			焼却能力が 4000kg/h 以上	12	0.08	0.08	※備考	
			焼却能力が 2000～4000kg/h	12	0.15	0.15		
38	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焙焼炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.15	0.08		
39	14	銅・鉛・亜鉛精錬用焼結炉		0s	0.15	0.1		
40	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶鋳炉	4 以上	0s	0.15	0.08	0.1	
			4 未満	0s	0.15	0.08	-	
41	14	銅・鉛・亜鉛精錬用転炉	燃焼型	0s	0.15	0.08	-	
			燃焼型以外	0s	0.15	0.08	0.1	
42	14	銅・鉛・亜鉛精錬用溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			1～ 4	0s	0.2	0.1		
			1 未満	0s	0.20*	0.1		
43	14	銅・鉛・亜鉛精錬用乾燥炉	4 以上	16 †	0.15*	0.08	0.10 ‡	
			4 未満	16 †	0.20**	0.1	0.2	
44	18	活性炭製造用反応炉		6	0.3	0.15		
45	20	アルミニウム精錬用電解炉		0s	0.05	0.03		
46	21	燐・燐酸・燐酸質肥料・複合肥料製造用施設	焼成炉	15	0.15	0.08		
溶解炉			0s	0.2	0.1			
48	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	4 以上	16 †	0.1	0.05	0.1	
			4 未満	16 †	0.1	0.05	-	
49	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		15	0.15	0.08		
50	24	鉛の二次精錬等の溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.2	0.1		
51	25	鉛電池製造用溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.15	0.08		
52	26	鉛系顔料製造用溶解炉	4 以上	0s	0.1	0.05		
			4 未満	0s	0.15	0.08		
53	26	鉛系顔料製造用反射炉		0s	0.1	0.05		
54	26	鉛系顔料製造用反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)	4 以上	6 †	0.05	0.03		
			4 未満	6 †	0.05	0.03		
55	28	コークス炉		7	0.15	0.1		
56	29	ガスタービン		16	0.05	0.04	非常用は適用猶予	
57	30	ディーゼル機関		13	0.1	0.08	非常用は適用猶予	
58	31	ガス機関		0	0.05	0.04	非常用は適用猶予	
59	32	ガソリン機関		0	0.05	0.04	非常用は適用猶予	

注

1. ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
2. ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。
3. 備考中の「既設」は、S57.5.31 までに設置された施設をいう。
4. 20,930.25kJ/kg = 5,000kcal/kg、23,023.275kJ/kg = 5,500kcal/kg

③ 窒素酸化物の排出基準

(ア) 排出基準値と照合する窒素酸化物濃度

窒素酸化物の排出基準は一覧表のとおりであり、ばい煙発生施設の種類及び規模に応じて、排出ガス中の濃度 (cm³/Nm³=ppm) で定められている。公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設については、窒素酸化物の排出基準は定められていない。

一覧表の施設の種類の欄の数字は、施設を定格能力で運転する時の湿り排出ガス量 (万Nm³/h)。

$$\text{窒素酸化物濃度 (ppm)} = \text{排出ガス中の窒素酸化物濃度 (ppm)} \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

O_n : 基準酸素濃度 (%) ……………一覧表の施設毎の値

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) …… 20%を超えるときは20%とする

(イ) 適用除外施設

a. 下記4(a)～(e)の条件をすべて満足するボイラー。

(a) 設置年月日が、S52.9.9以前であること。

(b) 炉筒煙管式又は水管式であること。

(c) 液体燃焼 (気体混焼を含む) ボイラーであること。

(d) 定格排出ガス量 (湿りガス) が5,000Nm³/h未満であること。

(e) 燃焼室負荷が50万kcal/m³h以上であること。但し、燃焼室負荷は次式により算出された値とする。

$$\text{定格燃料使用量 (l/h)} \times \text{燃料の低発熱量 (kcal/l)} \div \text{燃焼室容積 (m}^3\text{)}$$

b. 小型ボイラー (伝熱面積10m²未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50l以上) のうち下記のもの。

(a) 設置年月日が、S60.9.9以前であるもの。

(b) ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料 (灯油、軽油又はA重油をいう) を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。

これらの施設については、排出基準を「当分の間、適用しない」とされている施設であり、測定の義務までは免除されていない。

窒素酸化物排出基準値一覧 (大気汚染防止法施行規則別表第3の2、附則より)

番号	表3の項番号	施設の種類の	規模 (排出ガス量 : 万 m ³ N/h)	On	排出基準値 (cm ³ /Nm ³) (施設設置年月日別)					備考
					～48.8.9	48.8.10～	50.12.10～	52.6.18～	52.9.10～	
1	1	ガス専焼ボイラー	50以上	5	130		100	60		
			10～50	5	130		100			
			4～10	5	130			100		
			1～4	5	150		130			
			1未満	5	150					
3	1	排煙脱硫装置付液体燃焼ボイラー	100以上	4	180		150	130		
			50～100	4	210	180	150	130		
			10～50	4	210	180	150			*原油タール燃焼は280
			4～10	4	210*	180	150			**過負荷燃焼型 (燃焼室熱負荷 2,093,025kJ/m ³ h以上) は適用猶予
			1～4	4	250*		150			
			0.5～1	4	280				180	
			0.5未満	4	280**				180	
1	1	液体燃焼ボイラー (前記を除く)	50以上	4	180		150	130		
			10～50	4	190	180	150			
			4～10	4	190*	180	150			*原油タール燃焼は250
			1～4	4	230*		150			**過負荷燃焼型は適用猶予
			0.5～1	4	250				180	
			0.5未満	4	250**				180	

番号	表3の項番号	施設の種類	燃料の種類	On	排出基準値 (cm ³ /Nm ³) (施設設置年月日別)		備考
					60.9.10～	H2.9.10～	
2-2	1	小型ボイラー	(液体燃焼)	6	300	260	
2-3			(固体燃焼)	6	350		

番号	施設の種類	規模	On	排出基準値 (cm ³ /Nm ³) (施設設置年月日別)							
				～48.8.9	48.8.10～	50.12.10～	52.6.18～	54.8.10～	58.9.10～	59.9.10～	62.4.1～
2	1 固体燃焼ボイラー	100以上	6	400 †1, †2 †3	300					200	
		70～100	6	400 †1, †2	300					200	
		50～70	6	420 †1, †2	300 †4	300				250	
		30～50	6	420 †2	350	300				250	
		25～30	6	420	350	300				250	
		20～25	6	420 †5	350	300				250	
		10～20	6	450	350	300				250	
		4～10	6	450	350	300			300 †6	250 †6	
		1～4	6	450	380	350		350 †7	350 †9	350	
		0.5～1	6	450	380	350		350 †8	350 †9	350	
		0.5未満	6	480	380			350 †9	350		

備考

- †1 低品位炭専焼・火炉分割壁型放射過熱器を有するもの(火炉熱発生率 586,047kJ/m³h以上)は 550
- †2 低品位炭専焼のもの(†1を除く)は 480
- †3 石炭燃焼・接線型チルチングバーナー式のもの(†1, †2を除く)は 430
- †4 再熱再生抽気復水式自然循環型、火炉熱発生率 837,210kJ/m³h以上であって S59. 12.31 までに固体燃焼ボイラーに転換するものは 420
- †5 石炭専焼・前面燃焼方式・自然循環型、火炉熱発生率 580,647kJ/m³h以上のものは 450
- †6 石炭燃焼・散布ストーカ型の場合は 320
- †7 石炭燃焼・流動層燃焼方式の場合は 380
- †8 石炭燃焼・流動層燃焼方式の場合は 390
- †9 固体燃焼・流動層燃焼方式の場合は 360

番号	表3の項番号	施設の種類	規模	On	排出基準値 (cm ³ /Nm ³) (施設設置年月日別)				備考
					～50.12.9	50.12.10～	52.6.18～	54.8.10～	
4	2	ガス発生炉、加熱炉		7	170			150	
	2	水素ガスの製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー燃焼方式のもの)		7	360			150	
5	3	焙焼炉		14	250			220	
6	3	焼結炉(ペレット焼成炉)	1以上	15	300*	220			*気体燃料を燃焼させるものは 540
			1未満	15	300*			220	
	3	焼結炉(ペレット焼成炉を除く)	10以上	15	260	220			
			1～10	15	270	220			
			1未満	15	300			220	
7	3	煨焼炉	1以上	10	200*	200			*アルミナの製造の用に供するものは 350
			1未満	10	200*			200	
8	4	溶解炉		15	120			100	
9	5	金属溶解炉(キュボラを除く)		12	200			180	
10	6	金属加熱炉(ラジアントチューブ型)	10以上	11	200	100			
			1～10	11	200	150			
			0.5～1	11	200		150		
			0.5未満	11	200		180		

11	6	金属加熱炉(鍛接鋼管用)	10以上	11	---	100				
			1~10	11	---		180			
			0.5~1	11	---		150			
			0.5未満	11	---		180			
12	6	金属加熱炉(上記を除く)	10以上	11	160	100				
			1~10	11	170	150	130			
			0.5~1	11	170		150			
			0.5未満	11	200		180			
13	7	石油加熱炉(排脱付)	4以上	6	170	100				*S48.8.10~設置のものは170
			1~4	6	180*	150	130			
			0.5~1	6	190		150			
			0.5未満	6	200		180			
	7	石油加熱炉(エチレン分解炉)	4以上	6	170	100				*炉床式バーナーは280
			1~4	6	180*	150	130			
			0.5~1	6	180		150			
			0.5未満	6	200		180			
	7	石油加熱炉(エチレン独立加熱炉)	10以上	6	170	100				*空気予熱器を有するものは430
			4~10	6	180*	100				
			1~4	6	180	150	130			
			0.5~1	6	180		150			
	7	石油加熱炉(上記以外)	10以上	6	170	100				*メタノール改質炉のうち空気予熱器を有するものは430 **S48.8.10~設置のものは170
			4~10	6	170*	100				
			1~4	6	180*	150	130			
			0.5~1	6	180		150			
7	石油加熱炉(上記以外)	10以上	6	170	100				*メタノール改質炉のうち空気予熱器を有するものは430 **S48.8.10~設置のものは170	
		4~10	6	170*	100					
		1~4	6	180*	150	130				
		0.5~1	6	180		150				
14	8	触媒再生塔		6	300				250	
15	8-2	燃焼炉		8	300				250	
16	9	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン式)		15	300				250	
17	9	セメント焼成炉	10以上	10	480*	250				*湿式は適用猶予
			10未満	10	480*		350			
18	9	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		18	450				400	
19	9	板ガラス、ガラス繊維製品製造用熔融炉		15†	400				360	†専ら酸素を用いて燃焼するものは(a)式で濃度換算
20	9	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用熔融炉		16†	900				800	
21	9	その他のガラス製造用熔融炉		15†	500				450	
22	9	その他の窯業製品製造用焼成炉及び熔融炉		15	200				180	
23	10	硝酸カリウムの製造の用に供する反応炉		6	250				180	* On=15%
	10	硫酸製造用反応炉(N0xを触媒とするもの)		6	700*				180	
	10	その他の反応炉、直火炉		6	200				180	
24	11	乾燥炉		16	250				230	

25	13	浮遊回転燃焼式廃棄物焼却炉のうち連続炉	4 以上	12	900		450			
			4 未満	12	900				450	
26	13	特殊廃棄物焼却炉(注2)のうち連続炉	4 以上	12	300		250			
			4 未満	12	900				700	
27	13	その他の廃棄物焼却炉	4 以上	12	300*		250			*連続炉以外のものは適用 猶予
			4 未満	12	300*				250*	
28	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	14	250				220	
29			焼結炉	15	300				220	
30	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち ^{ろ過} 鉱滓処理炉(石炭又はコークスを燃料及び還元剤とするものに限る)		15	450					
31	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		15	230				100	
	14	その他の銅・鉛・亜鉛の精錬用溶鉱炉		15	120				100	
32	14	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(アンモニアを還元剤とするものに限る)		12	330					
33	14	溶解炉(上記を除く)		12	200				180	
34	14	乾燥炉		16	200				180	
35	18	活性炭製造用反応炉		6	200				180	
36	21	燐等の製造用施設	焼成炉	15	200				180	
37			溶解炉	15	650				600	
38	23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉	16	200				180	
39			焼成炉	15	200				180	
40	24	鉛の二次精錬等の溶解炉		12	200				180	
41	25	鉛電池製造用溶解炉		12	200				180	
42	26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	12 †	200				180	† 鉛酸化物製造用施設は 0s † 2 硝酸鉛製造用施設は 0s
43			反射炉	15	200				180	
44			反応炉	6 †, † 2	200				180	
45	27	硝酸製造施設		0s	200					
46	28	コークス炉	10 以上	7	350*	200	170			*オートー型は適用猶予
			10 未満	7	350*		170			

番号	表3の項番号	施設の種類	規 模	0n	排出基準値 (cm ³ /Nm ³) (施設設置年月日別)					備考
					~63.1.31	63.2.1~	H1.8.1~	H3.2.1~	H6.2.1~	
47	29	ガスタービン	4.5 以上	16	---	100*		70		非常用は適用猶予 *ガス専焼は 70 **ガス専焼は 90
			4.5 未満	16	---	120**	100*	70		
48	30	ディーゼル機関	400mm 以上*	13	---	1600	1400	1200		非常用は適用猶予 *シリンダー内径
			400mm 未満*	13	---	950				
49	31	ガス機関		0	2000			1000	600	非常用は適用猶予
50	32	ガソリン機関		0	2000			1000	600	非常用は適用猶予

注

- 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。
- 26の項の特殊廃棄物焼却炉とは、ニトロ化合物、アミノ化合物、シアン化合物及びこれらの誘導体を製造又は使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却する炉をいう。
- 2,093,025kJ/m³h = 50万 kcal/m³h、586,047kJ/m³h = 14万 kcal/m³h、837,210kJ/m³h = 20万 kcal/m³h

④ 有害物質の排出基準

ばい煙としての有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、^{フッ素}、^{フッ化水素}及び^{フッ化珪素}、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5種類の物質が定められている。そのうち窒素酸化物を除く有害物質については、一部のばい煙発生施設にのみ排出基準が適用される。

公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設については、有害物質排出基準は定められていない。

有害物質排出基準値一覧表

有害物質	令別表第1の番号	施設	基準値 (mg/m ³ N)	備考
カドミウム及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る)	1.0	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーログラフ法により測定される量
	14, 15	全施設		
塩素	16~19	全施設	30	規格 K0106 に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量
塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700	規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を、12%の酸素濃度に換算したものの
	16~19	全施設	80	規格 K0107 に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量
^{フッ素} 、 ^{フッ化水素} 及び ^{フッ化珪素}	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料 けいふつ としてほたる石又は珪 弗 化ナトリウムを使用するものに限る)	10	規格 K0105 に定める方法のうち吸光光度法により測定される量 () 内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量を示す
	21	反応施設(過 ^{リン} 酸石灰又は重 ^{リン} 過 ^{リン} 酸石灰の製造の用に供するものを除く)、濃縮施設及び溶解炉(^{リン} 酸質肥料の製造の用に供するものを除く)		
	22, 23	全施設	1.0 (3.0)	
	20	電解炉	1.0 (3.0)	
	21	反応施設(過 ^{リン} 酸石灰又は重 ^{リン} 過 ^{リン} 酸石灰の製造の用に供するものに限る)及び溶解炉のうち電気炉(^{リン} 酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	15	
	21	焼成炉及び溶解炉のうち平炉(^{リン} 酸質肥料の製造の用に供するものに限る)	20	
鉛及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの(原料として酸化鉛を使用するものに限る)	20	規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーログラフ法により測定される量
	14	^鉛 焙焼炉、 ^鉛 転炉、 ^鉛 溶解炉及び ^鉛 乾燥炉	10	
	24~26	全施設	10	
	14	焼結炉及び溶 ^鉛 鉛炉	30	

注

- 有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

⑤指定物質抑制基準

指定物質抑制基準（平成9年環境庁告示第5号、第6号より）

指定物質	指定物質排出施設	規模	抑制基準 (mg/m ³ N)	
			新設 †	既設 †
ベンゼン	1 乾燥施設のうち溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量が 1000～3000m ³ N/h	100	200
		排出ガス量が 3000m ³ N/h 以上	50	100
	2 コークス炉		100*	100*
	3 蒸留施設のうち溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量が 1000m ³ N/h 以上	100	200
	4 脱アルキル反応施設 (排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)		50	100
	5 貯蔵タンク (浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。)) のものを除く。以下同じ。)	容量が 1000kl 以上	600**	1500**
6 反応施設 (排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)	排出ガス量が 1000～3000m ³ N/h	100	200	
	排出ガス量が 3000m ³ N/h 以上	50	100	
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン (トリクロロエチレン等)	7 乾燥施設のうち溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの		300	500
	8 混合施設のうちトリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの		300	500
	9 蒸留施設のうちトリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの		150	300
	10 洗浄施設		300	500
テトラクロロエチレン	11 ドライクリーニング機 (密閉式のものを除く。)		300	500

† 新設は平成9年4月1日以降に設置するもの、既設は平成9年4月1日に現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）をいう。

*装炭時の装炭口からの排出ガスで、装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量。既設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。

**ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量。

⑥揮発性有機化合物（VOC）排出基準

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
塗装施設（吹付塗装に限る）	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設（吹付塗装に限る）	既設：700ppmC 新設：400ppmC
		その他の塗装施設（吹付塗装に限る）	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く）	送風機の送風能力が10,000 m ³ /h以上のもの	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
接着の用に供する乾燥施設（木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く）	送風機の送風能力が15,000 m ³ /h以上のもの		1,400ppmC
印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000 m ³ /h以上のもの		1,400ppmC
グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が27,000 m ³ /h以上のもの		700ppmC
オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が7,000 m ³ /h以上のもの		400ppmC
化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000 m ³ /h以上のもの		600ppmC
工業用品の洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5 m ² 以上のもの		400ppmC
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20 kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	1,000kl以上のもの （ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する）		60,000ppmC

（注） ・ 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

- ・ 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
- ・ 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。
- ・ 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

(2) 水質汚濁関係

① 工場・事業場排水基準（有害物質）

（昭和46年6月24日施行、平成13年6月1日一部改正、平成23年11月1日一部改正、平成24年5月25日一部改正、平成26年12月1日一部改正）

単位；mg/l

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。)	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
		1,3-ジクロロプロペン	0.02
鉛及びその化合物	0.1	チウラム	0.06
六価クロム化合物	0.5	シマジン	0.03
ひ素及びその化合物	0.1	チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	ベンゼン	0.1
		セレン及びその化合物	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ホウ素及びその化合物	10(海域以外)
PCB	0.003		230(海域)
トリクロロエチレン	0.1	フッ素及びその化合物	8(海域以外)
テトラクロロエチレン	0.1		15(海域)
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸・硝酸性窒素合計100
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5
1,1-ジクロロエチレン	1		

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう、以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 1,4-ジオキサンについての排水基準は、感光樹脂製造業、エチレンオキサイド製造業、エチレングリコール製造業、ポリエチレンテレフタレート製造業、下水道業（一定の要件を満たすものに限る）の業種の事業場については、当分の間、適用しない。
- カドミウムについての排水基準は、金属鉱業、非鉄金属第1次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）、非鉄金属第1次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）、溶融めっき業の業種の事業場については、当分の間、適用しない。

② 工場・事業場排水基準（生活環境の保全に係る項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下(海域以外の公共用水域) 5.0以上9.0以下(海域)
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/l 160（日間平均120）
化学的酸素要求量（COD）	mg/l 160（日間平均120）
浮遊物質（SS）	mg/l 200（日間平均150）
n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/l 5
〃（動植物油脂類）	mg/l 30
フェノール類含有量	mg/l 5
銅含有量	mg/l 3
亜鉛含有量	mg/l 2
溶解性鉄含有量	mg/l 10
溶解性マンガン含有量	mg/l 10
クロム含有量	mg/l 2
大腸菌群数	個/ml 日間平均3,000
窒素含有量	mg/l 120（日間平均60）
リン含有量	mg/l 16（日間平均8）
備 考	
1	日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2	この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
3	水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
4	水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びフッ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
5	生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
6	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1‰につき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
7	リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

(3) 土壤汚染関係

特定有害物質		指 定 基 準	
		土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	/	0.002mg/l 以下
四塩化炭素			0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン			0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン			0.02mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002mg/l 以下
ジクロロメタン			0.02mg/l 以下
テトラクロロエチレン			0.01mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン			1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン			0.03mg/l 以下
ベンゼン			0.01mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質) 重金属等	150mg/kg 以下	0.01mg/l 以下
六価クロム化合物		250 mg/kg 以下	0.05mg/l 以下
シアン化合物		50 mg/kg 以下(遊離シアン)	検出されないこと
水銀及びその化合物		15 mg/kg 以下	水銀が 0.0005mg/l 以下であり、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/l 以下
鉛及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/l 以下
ひ素及びその化合物		150mg/kg 以下	0.01mg/l 以下
フッ素及びその化合物		4000mg/kg 以下	0.8mg/l 以下
ホウ素及びその化合物		4000mg/kg 以下	1.0mg/l 以下
シマジン	(第3種特定有害物質) 農薬等	/	0.003mg/l 以下
チウラム			0.006mg/l 以下
チオベンカルブ			0.02mg/l 以下
P C B			検出されないこと
有機リン化合物			検出されないこと

(4) 騒音・振動関係

① 特定建設作業に係る規制

(ア)-A 騒音の規制基準

規制項目 区域の区分	騒音 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当りの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日 における作業
第1号区域	85dB(A)	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
第2号区域	以下	午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁止

(注) 第1号区域：騒音規制指定地域のうち第1種、第2種、第3種区域及び学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域内

第2号区域：騒音規制指定地域のうち第1号以外の区域

(ア)-B 騒音が規制される作業の種類

作業	摘要
1. くい打機、くい抜機 又は、 くい打機くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打・くい抜機を除く。 くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、 50メートルを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その 原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5. コンクリートプラント又は、 アスファルトプラントを設けて 行う作業	混練機の混練量が、コンクリートプラントは0.45 立方メートル以上。アスファルトプラントは200キ ログラム以上のものに限る。モルタルを装置するた めにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機 の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用す る作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機 の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないも のとして環境大臣が指定するものを除き、原動機 の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

(注) 6. 7. 8. の作業については、平成9年10月1日より追加され施行。

(イ)-A 振動の規制基準

規制項目 区域の区分	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当りの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日 における作業
第1号区域	7.5 dB	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
第2号区域	以下	午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁止

(注) 工業専用地域は第2号区域、その他は第1号区域（ただし旧久留米市の標高200m以上の山地は除外）

(イ)-B 振動が規制される作業の種類

作 業	摘 要
1. くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	を使用する作業 もんけん及び圧入式くい打機を除く。 油圧式くい打機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く
2. 鋼球を使用して建築物、その他の 工作物を破壊する作業	
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4. ブレーカー（手持式のものを除く） を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては 1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

② 特定工場に係る規制

(ア)-A 騒音の規制基準

[単位：dB(A)]

時間の 区分 区域 の区分	朝	昼	夕	夜 間	主な都市計画法の用途地域
	午前 6時 ⇨	午前 8時 ⇨	午後 7時 ⇨	午後 11時 ⇨ 午前 6時	
第1種区域	45	50	45	45	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	50	60	50	50	第1・2種住居地域、準住居地域 及びその他の地域
第3種区域	65	65	65	55	近隣商業地域、 商業地域及び準工業地域
第4種区域	70	70	70	65	工業地域、工業専用地域

(注) 規制値は、敷地境界線上の値。

(ア)-B 騒音が規制される特定工場における特定施設の種類の種類 (騒音規制法)

	施設	摘要
1	金属加工機械	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が、22.5キロワット以上のものに限る
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が、3.75キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ リヤ-フォーミングマシン	
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機械	
	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
7	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る
8	抄紙機	
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造形機	ジョルト式のものに限る。

(ア)-C 騒音が規制される特定工場における特定施設の種類の種類

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例)

※既に騒音規制法に基づき特定施設の設置又は使用の届出を行っている工場・事業場は届出の必要はありません。

	施設	摘要
イ	金属加工機械	
	1 圧延機械	
	2 ベンディングマシン	
	3 せん断機	原動機を用いるものに限る。
	4 ブラスト	密閉式のものとびタンブラスト。
	5 高速切断機及びプラズマ切断機	
	6 研磨機	工具用及び板金作業場で使用するものを除く。 亜鉛版研磨機以外は2台以上。
ロ	クーリングタワー	3.75キロワット以上。
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるものに限る。
ニ	ロータリーキルン	
ホ	重油バーナー	重油の使用料が1時間50リットル以上。
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの。

(イ)-A 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間		夜間		主な都市計画法の用途地域
	午前 8時	午後 7時	午前 8時	午後 7時	
第1種区域	60以下	55以下			住居専用、住居、準住居、市街化調整区域
第2種区域	65以下	60以下			近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域

(注) 旧久留米市の標高200m以上の山地は除外。規制値は敷地境界線上の値。

(イ)-B 振動が規制される特定工場における特定施設の種類

	施設	摘要
1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーホーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。(冷凍機を除く。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材製造機	
	イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。
ロ	コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
6	木材加工機械	
	イ ドラムバーガー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造形機	ジョルト式のものに限る。

(5) 悪臭関係

① 悪臭物質規制基準(久留米市告示第87号、平成13年4月1日施行)

敷地境界線における気体の濃度規制(第1号規制)

物質名	においの性質	基準値(ppm)	悪臭発生事業場
アンモニア	し尿のような刺激臭	1.0以下	畜産農業、鶏糞乾燥工場、複合肥料製造業、と畜場、でん粉製造工場、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	0.002以下	クラフトパルプ製造業、化製場、ごみ処理場、魚腸骨処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵臭	0.02以下	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、化製場、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	0.01以下	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐魚臭	0.005以下	畜産農業、化製場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
二硫化メチル	ニンニク臭	0.009以下	クラフトパルプ製造業、化製場・魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
アセトアルデヒド	刺激臭	0.05以下	アセトアルデヒド製造業、酢酸製造工場、たばこ製造工場、酢酸ビニル製造業、クロロブレン製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4以下	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001以下	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥工場、し尿処理場、畜産食品製造工場、でん粉製造工場、廃棄物処理場等
イソ吉草酸	むれた靴下の臭い	0.001以下	
ノルマル吉草酸	むれた靴下の臭い	0.0009以下	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	0.03以下	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
プロピオンアルデヒド	焦げ臭	0.05以下	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場、魚腸骨処理場等
ノルマルブチルアルデヒド		0.009以下	
イソブチルアルデヒド		0.02以下	
ノルマルペンチルアルデヒド		0.009以下	
イソペンチルアルデヒド		0.003以下	
イソブタノール	溶剤臭	0.9以下	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル		3.0以下	
メチルイソブチルケトン		1.0以下	
トルエン		10.0以下	
キシレン		1.0以下	

※この他に、煙突等の排出口における気体の規制基準(第2号規制)、事業場排水口における水の規制基準(第3号規制)が設定されている。

(6) ダイオキシン関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準)

① 大気基準適用施設及び大気排出基準

(施行令第1条別表第1・施行規則第1条の2別表第1、附則第2条附則別表第2)

(単位:ng-TBQ/Nm³)

号番号	特定施設の種類の	施設規模	新設施設排出基準 (H12.1.15以降設置)	既存施設排出基準 (H12.1.14までに設置)	On
1	銑鉄製造の用に供する焼結炉 (1 t/h以上)		0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉 (変圧器定格容量 1000KVA以上)		0.5	5	
3	亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 (0.5 t/h以上)		1	10	
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉・乾燥炉 ((0.5 t/h以上)、溶解炉 (容量 1 t以上))		1	5	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	1	12%
		2t/h以上 4t/h未満	1	5	
		2t/h未満	5	10	

※ 既存施設のうち、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉 (火格子面積 2 m²以上又は焼却能力 200kg/h以上のもの) については、新設施設の基準が適用される。

② 水質基準対象施設及び水質排出基準

(施行令第1条別表第2・施行規則第1条の2別表第2)

(単位:pg-TBQ/L)

号番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る) の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する施設のうち二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。)) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積 0.5m ² 以上又は燃焼能力 50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉から生じる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成 6 年政令第 308 号) 別表第 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設 (1~17) と下記の施設 (19) から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設 (1~17) を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	